新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

新		旧			
別表第1 (第1条関係)		別表第1	引表第1(第1条関係)		
$1 \sim 5$ (略)	(略)	$1\sim5$	(略)	(略)	
6 条例別表第1の	1 肝炎患者等に対する肝炎の治療に係る医療の給付を	(新規)			
<u>6 の項に掲げる事</u>	受けるための証明書(以下「肝炎治療受給者証」とい				
<u>務</u>	う。) の交付の申請の受理、その申請に係る事実につ				
	いての審査又はその申請に対する応答に関する事務				
	2 肝炎治療受給者証に係る申請の内容の変更の届出の				
	受理、その届出に係る事実についての審査又はその届				
	出に対する応答に関する事務				
	3 肝炎治療受給者証に係る医療の給付期間の更新の申				
	請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ				
	の申請に対する応答に関する事務				
	4 他の都道府県知事により肝炎治療受給者証の交付を				
	受けていた者からの転入の届出の受理、その届出に係				
	る事実についての審査又はその届出に対する応答に関				
	する事務				
	<u> </u>				
	理、その申請に係る事実についての審査又はその申請				
	に対する応答に関する事務 6 R型に次ウスルフ茶しくはC型に次ウスルフによる				
	6 B型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる Eが、フは重度に硬変の患者に対するEが、フは重度				
	肝がん又は重度肝硬変の患者に対する肝がん又は重度 肝硬変の治療に係る医療の給付を受けるための証明書				
	(以下「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者				
	正」という。) の交付の申請の受理、その申請に係る				
	<u> </u>				
	事実についての番直文はての中間に対する心谷に関する事務				
	3 = 3 				
	る申請の内容の変更の届出の受理、その届出に係る事				
	実についての審査又はその届出に対する応答に関する				
	事務				

新		旧		
	8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証に係			
	る医療の給付期間の更新の申請の受理、その申請に係			
	る事実についての審査又はその申請に対する応答に関			
	する事務			
	9 他の都道府県知事により肝がん・重度肝硬変治療研			
	究促進事業参加者証の交付を受けていた者からの転入			
	の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又			
	<u>はその届出に対する応答に関する事務</u>			
7 条例別表第1の	1 先天性血液凝固因子欠乏症又は血液凝固因子製剤に	(新規)		
<u>7の項に掲げる事</u>	起因するヒト免疫不全ウイルス感染症の患者に対する			
<u>務</u>	それらの疾病の治療に係る医療の給付を受けるための			
	証明書(以下「先天性血液凝固因子障害等医療受給者			
	証」という。) の交付の申請の受理、その申請に係る			
	事実についての審査又はその申請に対する応答に関す			
	<u>る事務</u>			
	2			
	の内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実につ			
	いての審査又はその届出に対する応答に関する事務			
	3 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る医療			
	の給付期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実			
	についての審査又はその申請に対する応答に関する事			
- to toler.	務	(Jue III)		
8 条例別表第1の	1 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい	(新規)		
<u>8の項に掲げる事</u>	<u> </u>			
<u>務</u>	イツフェルト・ヤコブ病に限る。)の患者に対するそ			
	れらの疾病の治療に係る医療の給付を受けるための証			
	明書(以下「特定疾患医療受給者証」という。)の交			
	付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査			
	又はその申請に対する応答に関する事務			
	2 特定疾患医療受給者証に係る申請の内容の変更の届			
	出の受理、その届出に係る事実についての審査又はそ			
	の届出に対する応答に関する事務			
	3 特定疾患医療受給者証に係る医療の給付期間の更新			

	—————————————————————————————————————	旧		
9 条例 <u>別表第1の</u> <u>9の項</u> に掲げる事 務	の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答に関する事務 4 他の都道府県知事により特定疾患医療受給者証の交 付を受けていた者からの転入の届出の受理、その届出 に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 に関する事務 (略)	6 条例 <u>別表第1の</u> 6の項に掲げる事 務	(略)	
10 条例 <u>別表第1の</u> 10の項に掲げる事 務	(略)	7 条例 <u>別表第1の</u> <u>7の項</u> に掲げる事 務	(略)	
11 条例 <u>別表第1の</u> 11の項に掲げる事 務	(略)	8 条例別表第1の 8の項に掲げる事 務	(略)	
<u>12</u> 条例 <u>別表第1の</u> <u>12の項</u> に掲げる事 務	(略)	9 条例 <u>別表第1の</u> <u>9の項</u> に掲げる事 務	(略)	